

養護老人ホームに従事する職員の給与改善の実現に向けた 措置費の引上げについて(要請)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども公益社団法人全国老人福祉施設協議会は、全国約 11,000 の会員からなる日本で最大規模の各種老人福祉施設・事業所の団体です。

私どもの会員のうち養護老人ホームは、自宅での生活が困難なために福祉的措置を必要とする高齢者の方を自治体の措置によって入所いただき、その自立を目指して日々福祉サービスの充実を図っておりますが、近年各種運営経費が増嵩してきていることにより、大変厳しい事業運営を強いられております。必要な建替・修繕を行うこともできず、職員の給与改善も困難であることから、入所者に対する福祉サービスの質を維持することが困難な状況になってきております。

このような中で、政府が昨年 11 月に取りまとめた経済対策及び令和 3 年度補正予算において、医療・介護・保育職員の給与の公的価格の引き上げによる処遇改善を行うこととされ、そのうち介護職員については給与の 3%程度(9,000 円/月)の引き上げを行うものとされました。

しかしながら、この給与の公的価格の改善の対象となる職員は、介護報酬上のサービスを行う介護職員のみとなっており、養護老人ホームの職員は対象に含まれておりません。このことについて現場職員は、同じ高齢者福祉・介護を担う職員でありながら処遇改善の対象とならないことに深い失望を抱いており、事業者としても職員のモチベーションの維持向上を図り、必要な人材確保をし、高齢者福祉を充実させていくことがもはや不可能となってしまうと大きな危惧を抱いております。本会としても、政府に対して、養護老人ホームの職員を処遇改善の対象とするよう強く要望活動を行ってきたところ

です。このたび、政府において養護老人ホームの職員についても必要な処遇改善を図ることが重要であるとの政策判断をいただき、厚生労働省から関係自治体に対して発出された令和 3 年 12 月 24 日付け老高発 1224 第 1 号「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」の中で、老人保護措置費に係る支弁額等(養護老人ホームの職員の処遇改善を図るための措置費等の基準)について適切に改定いただくよう依頼がなされるとともに、この改定を行った場合に生じる経費については、令和 4 年度から地方交付税措置を講じることとされた旨が明らかにされました。

このことについてご賢察を賜り、地域の高齢者福祉サービスの水準を維持発展させるために、養護老人ホームの措置費の単価の増額等による職員の給与の改善について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和 4 年 1 月吉日

養護老人ホーム所管市町村長様

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
会 長 平 石 朗

(参考)

表1 養護老人ホームの職員の給与水準

	ボーナス込み 平均月収額	①に対する割合	①との差
①全産業従業員(※1)	40万6100円	(100.0)	
②特別養護老人ホーム 介護職員(※2)	35万2900円	(86.9)	▲5万3200円
③養護老人ホーム(特定施設 入居者生活介護あり)支援員(※3)	29万6800円	(73.1)	▲10万9300円
④養護老人ホーム(特定施設 入居者生活介護なし)支援員(※3)	29万2400円	(72.0)	▲11万3700円

※1 「賃金構造基本統計調査」

・産業計

・きまって支給する現金給与額+ (年間賞与その他特別給与額×1/12)

※2 「介護従事者処遇状況等調査」

・特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得している事業所のうち介護老人福祉施設の介護職員(月給・常勤の者)

・基本給(月額)+手当+一時金(10~3月支給金額の1/6)

※3 「養護老人ホーム収支状況等調査・軽費老人ホーム収支状況等調査(全国老施協)」

・常勤・介護職員

表2 地方交付税における養護老人ホームの措置費等に係る単位費用の推移

年度	単位費用額	平成29年度分の額 に対する増加率
平成29年度	63,800円	
平成30年度	65,600円	(+2.8%)
令和元年度	66,800円	(+4.7%)
令和2年度	69,300円	(+8.6%)
令和3年度	73,400円	(+15.0%)